令和5年度
内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
（主要国における EPA 原産地証明手続きの電子化、
及び、原産地規則の運用状況に関する調査）

調査報告書

令和6年　3月15日
プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.

目次

1. 本事業の概要 3
2. 主要国における原産地証明手続きの電子化 5
2.2 インド 7
2.3 インドネシア 11
2.4 韓国 16
2.5 シンガポール 20
2.6 タイ 24
2.7 中国 29
2.8 アメリカ 36
2.10 その他、事業者へのヒアリング結果まとめ 38
3. 貿易プラットフォームと主要国の原産地証明書の発給や受領に係るシステムとの連携 39
3.1 調査の範囲と項目 39
3.2 各貿易プラットフォーム・貿易管理システムに関する調査結果 40
3.3 事業者へのヒアリング結果 42
4. 主要国が締結する EPA / FTA における原産地規則の規定及びその運用 44
4.1 インド 45
4.2 インドネシア 47
4.3 韓国 50
4.4 シンガポール 52
4.5 タイ 55
4.6 中国 57
4.7 米国 59
4.8 EU 62

1. 本事業の概要

1.1 本事業の背景と目的

現在、我が国では 21 の経済連携協定等（以下「EPA / FTA」という。）に署名／発効しており、その多くについて原産地証明書については第三者証明制度を採用している。EPA / FTA を活用する事業者の要望に則り、我が国でも従来の紙原本の原産地証明書から、原産地証明書の電子化が進められている。現在、我が国では第三者証明制度を採用している EPA / FTA の原産地証明書が順次 PDF 形式に移行しており、更には日インドネシア包括的経済連携協定においては電子データ交換（以下「EDI」という。）形式が採用されている。

また、電子化された原産地証明書の発給や受領に係るシステムには、民間企業が運営する貿易プラットフォームと連携を図る動きも見られる。

今後の我が国における原産地証明書の電子化に係る政策判断のため主要国における電子化の状況や、また貿易プラットフォームにおける連携の状況等について、本調査を通じて情報収集と分析を行うこととする。

更には、原産地規則における累積や国内トレーシングの規則については、不明瞭な部分があることから、制度運用の明確化を求める要望が寄せられている。我が国におけるこれらの運用のあり方を検討するために、主要国におけるこれらの運用を参照すべく調査を行った。

1.2 本事業の進め方

1.2.1 各国における原産地証明書の電子化における動向

主要国8か国において、各国における関税・貿易に係るプロフェッショナルを交え、それぞれの国の政策方針や電子化の形式、原産地証明書に係るシステムの概要等について、公開資料を基に調査を行った。

また、これらの主要国の中でも更に特定のアジア諸国における5か国に所在する事業者に対して、アンケートやヒアリングを実施し、原産地証明書に関する状況や、電子化に伴う影響やトラブル等について聴取した。

1.2.2 貿易プラットフォーム事業者の動向

主要国において、運用されている貿易プラットフォームについて、原産地証明書に関する取り組みについて、公開情報に加え、主要国において貿易プラットフォームを運用する会社1社に対してヒアリングを行い、情報収集を行った。

1.2.3　各国における累積・国内トレーシングに関する調査

主要国において、各国における関税・貿易に係るプロフェッショナルを交え、それぞれの国における累積及び国内トレーシングに係るルールや運用について、公開資料を基に調査を行った。

1.2.4　報告書のとりまとめ

最後に、文献調査及びヒアリング調査の結果をとりまとめ、本調査報告書を作成した。

2. 主要国における原産地証明手続きの電子化

2.1 調査の範囲と項目

本調査においては、以下の国における原産地証明書の電子化の状況を調査した。

- インド
- インドネシア
- 韓国
- シンガポール
- 中国
- アメリカ
- EU（代表国として、ベルギーの状況について調査を行った）

調査にあたっては、以下の二つの項目についてそれぞれ調査を行った。

- 各国から輸出する貨物について、原産地証明書の発給申請を行う際の電子化の状況
- 各国に貨物を輸入するにあたって、相手国において発給された原産地証明書の受領や申告にあたっての電子化状況

またここで言う「電子化」とは、従来で言う紙媒体での原産地証明書ではなく、発給当局から申請者に対し電子媒体により発給される形式（PDF 形式）、及び電子化された原産地証明書のデータを発給当局から輸入当局に転送する形式（EDI 形式）について調査を行った。

なお、国によっては、PDF 形式で原産地証明書を発給していることは謳わずとも、発給当局が発給した原産地証明書を、事業者自身で印刷することを選択肢として提供している場合があった。これらの形式についても電子化政策の一環とみなして、調査報告に含めた。

また輸入にあたっては、第三者証明制度における原産地証明書にとどまらず、自己証明制度や認定輸出者証明制度等においても電子形式の原産地証明書・電子署名等が認められるかについても調査を行った。

最後に、複数の EPA / FTA の事業者にアンケート・ヒアリングを行い、上記の国の中でもインド、インドネシア、タイ、中国、韓国における電子化の利点や課題等について聴取した。回答を得られた事業者数は、属性別に下記の通り。

企業分類	所属業界	回答者数
日系企業	化学工業	11
日系企業	鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業	2
日系企業	輸送用機器製造業	6
日系企業	機械器具製造業	3

日系企業	その他製造業	4
日系企業	卸売業・小売業	7
日系企業	その他	4
それ以外	食料品製造業	1
それ以外	繊維工業	1
それ以外	化学工業	1
それ以外	鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業	1
それ以外	機械器具製造業	1
それ以外	その他製造業	1
それ以外	卸売業・小売業	1
それ以外	その他	5

2.2 インド

2.2.1 概要

インドは、2023 年 12 月現在、15 の主要な EPA / FTA を締結しており、そのうち 7 つにおいて電子化が進んでいる。インドは貿易プラットフォームの開発など積極的に電子化に政府として取り組んでおり、2023 年にはインドにとって初めての EDI 形式の原産地証明書が導入された。

その他電子化を優先的に考慮している協定・国等は特段公開されていないが、以下の国との協定の中には電子化について言及されているものもあることから、これらの国については今後電子化が導入される可能性がある。

- モーリシャス
- マレーシア

2.2.2 インドからの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

インドから輸出する貨物について、原産地証明書が PDF 形式で発給される協定、及び EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

PDF 形式

協定名	開始時期
• インド・韓国自由貿易協定	2020 年 3 月
• インド・日本包括的経済連携協定	2020 年 4 月
• ASEAN・インド由貿易協定	2020 年 4 月
• 南アジア自由貿易地域(SAFTA)	2020 年 4 月
• インド・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定	2022 年 5 月
• インド・オーストラリア経済協力貿易協定	2022 年 12 月

EDI 形式

協定名	開始時期
• インド・韓国自由貿易協定	2023 年 12 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

その他の第三者証明制度を採用している EPA / FTA については、インドから輸出する貨物について、原産地証明書が紙原本でのみ発給される。

そのうち、以下の協定については原産地証明書の電子化について言及されているため、今後電子化が導入する可能性がある。

原産地証明書の電子化の余地について言及されている協定

- インド・モーリシャス包括的経済連携協定 [1]
- インド・マレーシア包括的経済連携協定 [2]

また、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要が規定されている。（すなわち原産地証明書の電子化にあたって協定上等の文言の改正が必要となる可能性がある）。

原産地証明書が紙原本であることが規定されている協定

- インド・シンガポール包括的経済連携協定 [3]

最後に、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要は特段規定されていなかった。

紙媒体や電子化についての明確な規定がない協定

- SAARC 特恵貿易協定 [4]
- アジア太平洋貿易協定 [5]
- インド・チリ特恵貿易協定 [6]
- インド・アフガニスタン特恵貿易協定 [7]
- インド・MERCOSUR 特恵貿易協定 [8]
- インド・スリランカ自由貿易協定 [9]

原産地証明書の発給機関

いずれの協定についても、発給機関は商工省商務局外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade：DGFT）の管轄である。

原産地証明書の発給システムと所管機関

原産地証明書の申請者は、商工省商務局外国貿易部が管轄する Common Digital Platform for Issuance of Certificate of Origin[10]を通じて申請を行う。企業が登録するにあたっては、輸出入業者コード（Importer-Exporter Code; IEC）の情報が含まれるデジタル署名証書（Digital Signature Certificate; DSC）を取得している必要がある。この DSC の情報により、提出された申請書類等の真正性を担保している。

発給申請から原産地証明書発給までのおおよそのリードタイム

PDF 形式：申請から 1 営業日以内

EDI 形式：開始時期から日が浅く、実際の事例の確認が困難であった。

EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法

EDI 形式で発給された原産地証明書の内容は、上述の商工省商務局外国貿易部が管轄するプラットフォームを通じて確認することができる。なお、EDI 形式導入後も、現状引き続き PDF 形式の原産地証明書を当該プラットフォームからダウンロードすることができる。

事業者からの主な声
電子形式で原産地証明書を発給している事業者の声は得られなかった。

2.2.3 インドへの輸入について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

インドへの輸入において EPA / FTA を活用する際、PDF 形式での原産地証明書が採用されている協定、及び EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

PDF 形式

協定名	開始時期
• インド・韓国自由貿易協定	2020 年 3 月
• ASEAN・インド自由貿易協定	2020 年 4 月
• 南アジア自由貿易地域(SAFTA)	2020 年 4 月
• インド・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定	2022 年 5 月
• インド・オーストラリア経済協力貿易協定	2022 年 12 月
• インド・日本包括的経済連携協定	2023 年 7 月

EDI 形式

協定名	開始時期
• インド・韓国自由貿易協定	2023 年 12 月

電子化された原産地証明書を用いて輸入通関する際のシステム

PDF 形式の原産地証明書を用いて輸入通関する際には、財務省中央物品関税局（Central Board of Indirect Taxes & Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance）が管轄する ICEGATE[11]において、対象となる輸入申告を呼びだし、ICEGATE の中の eSANCHIT から PDF 形式の原産地証明書をアップロードする。

一方で EDI 形式の原産地証明書については、財務省中央物品関税局及び国家情報学センター（National Informatics Centre）が管轄する ICES[12]を通じて輸入申告を行う際に、EDI 形式の原産地証明書の番号をはじめとする、原産地証明書の情報を入力する必要がある [13][14]。

認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否

インドが締結している協定において、認定輸出者・自己証明制度が採用されている協定はない。

事業者からの主な声

- インド・日本包括的経済連携協定において、従来紙原本の際には輸入者が入手するまでにおおよそ 3-7 日、場合によっては 2 週間程度かかる場合もあったが、PDF 形式に移行後、原産地証明書が発給された当日か翌日等、すぐにメールで入手できるようになった。

- PDF 形式へ移行当初、保税倉庫を管轄する税関官署等から記載情報が少ないのでは等の指摘や、QR コードの記載が無いことから原産性を疑われた。ただし税関に説明後、現在は問題なく通関が出来ている。

インドに関する調査における参考情報

[1]協定本文第 3.12 条（https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2021/08/India-Mauritius-CECPA-Text-for-Upload.pdf）
[2] 付属所 3-3（https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/12/Annex-3-3-Operational-Certification-Procedures.pdf）
[3] 附属書 3B（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/CECA_India/Legal_Text/Chapter_3_Operational_Certification_Procedures_Annex_3B）
[4] https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/09/Agreement_SAARC_SAPTA.pdf
[5] https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/05/bangkok_agreement.pdf
[6] https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/05/MOC_636338205640368585_Expansion_India-Chile_PTA.pdf
[7] https://commerce.gov.in/international-trade/trade-agreements/trade-agreements-2/
[8] https://www.eicindia.gov.in/WebApp1/resources/PDF/INDIA-MERCOSURE.pdf
[9] https://commerce.gov.in/international-trade/trade-agreements/india-sri-lanka-fta/free-trade-agreement-between-the-republic-of-india-and-the-democratic-socialist-republic-of-sri-lanka/
[10] https://coo.dgft.gov.in/
[11] https://www.icegate.gov.in/
[12] https://ices.nic.in/ices
[13] コルカタ税関 Public Notice No. 48/ 2023 (PORT)（https://kolkatacustoms.gov.in/admin/uploads/pdf/KC_Port_public-notice_1919_29_12_2023_09_00_02.pdf）
[14] チェンナイ税関 Facility Circular 30/2023(https://chennaicustoms.gov.in/wp-content/uploads/2024/01/fc_302023.pdf)

2.3 インドネシア

2.3.1 概要

インドネシアは、2023 年 12 月現在、18 の主要な EPA / FTA を締結しており、そのうち 4 つにおいて電子化が進んでいる。インドネシアは政府として原産地証明書の電子化について、必ずしも政策方針を提示していないが、インドネシアの特徴としては、電子化されている 4 の協定全てにおいて、EDI 形式を採用していることが挙げられる。

なお、電子化を優先的に考慮している協定・国等は特段公開されていない。ただし、後述のとおり RCEP 協定においては電子化について言及しており、既に RCEP 協定の締約国である韓国や中国等と別の協定において EDI 形式の原産地証明書を採用していることから、これらの国について RCEP 協定においても EDI 形式が今後検討される可能性はある。

2.3.2 インドネシアからの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

インドネシアから輸出する貨物について、原産地証明書が PDF 形式のみで発給される協定はなく、原産地証明書の電子化は、全て EDI 形式が採用されている。

EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・物品貿易協定	2018 年 1 月
• ASEAN・韓国自由貿易協定	2020 年 2 月
• ASEAN・中国自由貿易協定	2020 年 10 月
• インドネシア・日本経済連携協定	2023 年 6 月
• インドネシア・韓国包括的経済連携協定	2024 年 2 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

その他の第三者証明制度を採用している EPA / FTA については、インドネシアから輸出する貨物について、原産地証明書が紙原本でのみ発給される。

そのうち、以下の協定については原産地証明書の電子化について言及されているため、今後電子化が導入される可能性がある。

原産地証明書の電子化の余地について言及されている協定

- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [15]

また、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要が規定されている。

（すなわち原産地証明書の電子化にあたって協定上等の文言の改正が必要となる可能性がある）。

原産地証明書が紙原本であることが規定されている協定

- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）[16]
- ASEAN・インド自由貿易協定 [17]
- インドネシア・パキスタン特恵貿易協定 [18]
- インドネシア・チリ包括的経済連携協定(ICCEPA)[19]
- ASEAN・香港・中国自由貿易協定 [20]
- インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定 [21]
- インドネシア・モザンビーク特恵貿易協定(IMPTA)[22]
- インドネシア・UAE 包括的経済連携協定 [23]
- インドネシア・パレスチナ相互理解覚書(IP-MoU)[24]

最後に、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要は特段規定されていなかった。

紙媒体や電子化についての明確な規定がない協定

- ASEAN・日本包括的経済連携協定 [25]

原産地証明書の発給機関

いずれの協定についても、発給機関はインドネシア商業省（Kementerian Perdagangan Republik Indonesia）である。

原産地証明書の発給システムと所管機関

原産地証明書の申請者は、インドネシア商業省が管轄する eSKA[26]を通じて申請を行う。申請に必要な書類を eSKA を通じて提出し、証明書の発給状況等をシステムから確認することができる。

原産地証明書の発給形式

EDI 形式を採用している EPA / FTA については、基本的に紙での原産地証明書の発給は行っていない。ただし、システム障害等があった場合等は、例外的に紙で原産地証明書を発給する場合がある。

また、第三者に対して原産地証明書を提供する場合等には、eSKA から PDF 形式の原産地証明書をダウンロードすることが可能である。

発給申請から原産地証明書発給までのおおよそのリードタイム

EDI 形式：申請し承認のステータスを受領から約 1 日。

EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法

申請書の提出後、申請者は eSKA にアクセスすることで申請・発給状況を確認することができる。なお、必要に応じて eSKA 上から修正を依頼することが可能である。

事業者からの主な声
• ASEAN・物品貿易協定において EDI 形式を採用したことで、申請者が発給申請から原産地証明書入手まで紙原本の際 4 日要していたのが、発給されるまで 1 日に短縮された。 • EDI 形式が導入されたことに伴い、申請者は自社システムを改修した。

2.3.3 インドネシアへの輸入について

第三者証明で、原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

インドネシアへ輸入する貨物について EPA / FTA を活用する際に、原産地証明書が PDF 形式のみで発給される協定はなく、原産地証明書の電子化は、主に EDI 形式が採用されている。

RCEP 協定では、書面に加え電子的様式での発給もできることが規定されているが、様式は輸入国が決定することとなっている。なお、日本が発給した原産地証明書については、PDF 形式で発給されたものを印刷して提出することが認められている。

PDF 形式

協定名	開始時期
• RCEP・協定 （日本からの輸出に限る）	2023 年 1 月

EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・物品貿易協定	2018 年 1 月
• ASEAN・韓国自由貿易協定	2020 年 2 月
• ASEAN・中国自由貿易協定	2020 年 10 月
• インドネシア・韓国包括的経済連携協定	2023 年 2 月
• インドネシア・日本経済連携協定	2023 年 6 月

電子化された原産地証明書を用いて輸入通関する際のシステム

インドネシアにおいては、インドネシア財務省 INSW 運用局（Lembaga National Single Window）が管轄する Indonesia National Single Window (INSW)の eCOO 検索サイト[27]から、EDI 形式にてインドネシア税関に連携された原産地証明書の情報等を確認することができる。

認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否

インドネシアが締結する EPA / FTA のうち、4 の協定において認定輸出者制度または自己証明制度が既に採用されている。いずれの協定においても、PDF 上電子署名された原産地証明書による特恵関税の適用は、実務上インドネシア税関は認めていない。

電子署名が認められていない協定
• ASEAN・物品貿易協定 [28] • インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定 [29] • インドネシア・EFTA 包括的経済連携協定 [30]（ただし、認定輸出者は署名を必要としない） • RCEP 協定 [31]（ただし、協定上は電子署名の可否について明示されていない）
事業者からの主な声
• 日インドネシア協定で EDI 形式に移行したことで、紙原本の際にインドネシアの輸入者に届くまで発給からおおよそ 3-7 日要していたのが、即日届くようになった場合もあれば、引き続き 5 日程度要する場合もある。 • また ASEAN・物品貿易協定や ASEAN・中国自由貿易協定においても、EDI 形式を採用することで、紙原本の際にインドネシアの輸入者に届くまで発給からおおよそ 7 日要していたのが、1-3 日まで短縮された。 • EDI 形式の導入当初はカテゴリー相違、項目不足、データ未着等の問題があり、解消されたものもあるが、今でも継続して問題が発生している。（ただし一方で、システム上の問題に直面したことは無いとの声もあった。） • EDI 形式が導入されたことに伴い、輸入者が自社システムを改修した。

インドネシアに関する調査における参考情報

[15] 財務省規則 PMK-209 2022 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-209-2022-tata-cara-pengenaan-tarif-rcep/)
[16] Annex on Operational Certification Procedures 規定 7 (https://aanzfta.asean.org/annex-on-operational-certification-procedures/)
[17] Issuance of AIFTA Certificate of Origin 第 7 条 (a) (https://findrulesoforigin.org/documents/pdf/itc00205_proo.pdf)
[18] Operational Certification Procedure 第 7 条 (a) (https://ftacenter.kemendag.go.id/cfind/source/files/ippta/indonesia-pakistan-preferential-trade-agreement-ip-pta.pdf)
[19] Operational Certification Procedure 規定 1 (v) (https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/6451/download)
[20] 附属書 3-1 規定 7 (https://asean.org/wp-content/uploads/2021/08/AHKFTA-compressed.pdf)
[21] 附属書 4-A 規定 7 (https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/iacepa/iacepa-text/Pages/iacepa-chapter-4-rules-of-origin#annex-4b)
[22] 財務省規則 PMK-89 2022 規定 7 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-impta/?utm_source=rss&utm_medium=rss&utm_campaign=pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-impta)
[23] 財務省規則 PMK-88 2023 規定 7 (https://peraturan.bpk.go.id/Details/269156/pmk-no-88-tahun-2023)
[24] 附属書 A 規定 7 (https://fta.beacukai.go.id/download/ia-mou-indo-palestine-eng/)
[25] 附属書 4 運用上の証明手続き (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100516716.pdf)
[26] https://e-ska.kemendag.go.id
[27] https://insw.go.id/e-coo
[28] 附属書 8 規定 12B (https://asean.org/wp-content/uploads/2021/09/ATIGA-08-Annex-8-Amended-OCP-endorsed-AFTAC35.pdf)
[29] 財務省規則 PMK-04 2020 規定 10 (https://jdih.kemenkeu.go.id/download/55b0c51a-9b28-4704-be4d-62f42e6aef1d/82~PMK.04~2020Per.pdf)
[30] 附属書 1 第 12 条第 2 項 (https://fta.beacukai.go.id/download/2-efta-indonesia-annex1-rules-of-origin/)

[31] 第 3.18 条第 2 項 (c) (https://www.mofa.go.jp/files/100129089.pdf)

2.4 韓国

2.4.1 概要

韓国は、2023 年 12 月現在、21 の主要な EPA / FTA を締結している。韓国政府は積極的に原産地証明書の電子化を進めているが、政策方針に係る公式見解当は特段見当たらなかった。また特段電子化を優先的に考慮している協定・国等は正式には公開されていないが、以下の国との協定の中には電子化について言及されているものもあることから、これらの国については今後電子化が導入される可能性がある。

- イスラエル
- カンボジア

2.4.2 韓国からの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

韓国から輸出する貨物について、原産地証明書が PDF 形式で発給される協定、及び EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

PDF 形式

協定名	開始時期
• RCEP・協定 （中国、日本、オーストラリア・ニュージーランド、ベトナム、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、インドネシア向けの輸出に限る）	2022 年 9 月（中国、日本、オーストラリア・ニュージーランド、ベトナム、シンガポール、ブルネイ） 2023 年 1 月（インドネシア）
• 韓国・シンガポール自由貿易協定	2023 年 1 月
• ASEAN・韓国自由貿易協定（シンガポール向けの輸出に限る）	2023 年 1 月
• 韓国・インドネシア包括的経済連携協定	2023 年 1 月

EDI 形式

協定名	開始時期
• 韓国・中国自由貿易協定	2016 年 12 月
• ASEAN・韓国自由貿易協定（ベトナム、インドネシア向けの輸出に限る）	2020 年 3 月（インドネシア） 2023 年 7 月（ベトナム）
• 韓国・ベトナム自由貿易協定	2023 年 7 月
• 韓国・インド自由貿易協定	2023 年 12 月

- 韓国・インドネシア包括的経済連携協定　　2024 年 2 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

一方で、以下の EPA / FTA については、韓国から輸出する貨物について、第三者証明を活用する場合は紙原本での原産地証明書のみ発給される。

そのうち、以下の協定については原産地証明書の電子化について言及されているため、今後電子化が導入する可能性がある。

原産地証明書の電子化の余地について言及されている協定

- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [32]
  （ただし、紙原本での原産地証明書が求められるのはカンボジア、ラオス、フィリピン向けの輸出に限る）
- 韓国・イスラエル自由貿易協定 [33]
- 韓国・カンボジア自由貿易協定 [34]

また、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要が規定されている。

原産地証明書が紙原本であることが規定されている協定

協定名
ASEAN・韓国自由貿易協定（カンボジア、ラオス、フィリピン向けの輸出）[35]

ただし、ASEAN・韓国自由貿易協定のうち、シンガポール、ベトナム及びインドネシア向けの輸出については規定を改正することなく原産地証明書の電子化が導入されていることから、今後も規定の改正なく、他の締約国においても電子化が導入される可能性はある。

原産地証明書の発給機関

いずれの協定についても、発給機関は関税庁(Korea Customs Service “KCS”)か、韓国商工会議所(Korea Chamber of Commerce and Industry “”KCCI”)のいずれかから選ぶことができる。

原産地証明書の発給システムと所管機関

関税庁に対して原産地証明書を申請する場合は、UNIPASS[36]を通じて行う。一方で、KCCI に対して原産証明書の発給を申請する場合は、原産地証明センター（원산지증명센터 [37]）を通じて行う。

原産地証明書の発給形式

原産地証明書の発給形式が複数ある場合、基本的にどの EPA / FTA においても発給形式は発給依頼者が選択することが可能である。

発給依頼から実際の原産地証明書が輸出者の手元に届くまでの、おおよそのリードタイム

PDF 形式の場合であっても EDI 形式の場合であっても、申請から発給まではおおよそ 1 – 2 営業日要する。

EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法
発給依頼者は KCS が運営する YES FTA portal[38] にて発給された原産地証明書の内容を確認することが可能である。
事業者からの主な声
電子形式で原産地証明書を発給している事業者の声は得られなかった。

2.4.3 韓国への輸入について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

韓国においては、「特恵関税適用及び原産地証明制度運営に関する告示（특혜관세 적용 및 원산지증명 제도 운영에 관한 고시 [39]）」に基づき、2021 年 1 月より全ての協定について、PDF 形式での提出による EPA / FTA の特恵関税の適用を認めている。

また、EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

EDI 形式

協定名	開始時期
• 韓国中国自由貿易協定	2016 年 12 月
• ASEAN 韓国自由貿易協定	2020 年 3 月（インドネシア）
• *インドネシア、ベトナムのみ	2023 年 7 月（ベトナム）
• 韓国ベトナム自由貿易協定	2023 年 7 月
• 韓国インド自由貿易協定	2023 年 12 月
• 韓国・インドネシア包括的経済連携協定	2024 年 2 月

認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否

韓国が締結する EPA / FTA のうち、以下の協定においては認定輸出者制度または自己証明制度が採用されている。上述のとおり、いずれの場合においても PDF 形式での提出が認められている。

協定名
• 韓国・チリ自由貿易協定
• 韓国・EFTA 自由貿易協定
• 韓国・アメリカ自由貿易協定
• 韓国・EU 自由貿易協定
• 韓国・ペルー自由貿易協定
• 韓国・トルコ自由貿易協定
• 韓国・オーストラリア自由貿易協定
• 韓国・カナダ自由貿易協定
• 韓国・ニュージーランド自由貿易協定

• 韓国・コロンビア自由貿易協定 • 韓国・中央アメリカ自由貿易協定 • 韓国・英国自由貿易協定 • RCEP 協定 • 韓国カンボジア自由貿易協定 • 韓国イスラエル自由貿易協定
事業者からの主な声
• RCEP は発効当初から PDF 形式での輸入を行っており、今まで特に問題になったことはない。

韓国に関する調査における参考情報

[32] 第 3.17 条 第 3 項 (d)
[33] 第 3.16 条 第 1 項 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/kor_is_06.pdf)
[34] 第 3.16 第 2 項 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/kor_cam_06.pdf)
[35] 附属書 3 別紙 1 Operational Certification Procedures for the Rules of Origin 規定 5 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/asean/1/eng/22.pdf)
[36] https://unipass.customs.go.kr/csp/index.do
[37] https://cert.korcham.net/base/index.htm
[38] https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/ad/ftaEodes/COinfo.do?mi=3537&gubun=02
[39] 第 5 条第 6 項(https://www.law.go.k/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000207926&vSct=)

2.5 シンガポール

2.5.1 概要

シンガポールは、2023 年 12 月現在、27 の主要な EPA / FTA 協定を締結している。シンガポールは政府として原産地証明書の電子化について政策方針を提示してないが、他国とのデジタル化とデジタル接続には取り組んでいる。ただし、シンガポールへの輸入については、EPA/FTA の特恵関税を適用した輸入の数が少ないからか、EDI 形式の導入等の大がかりな電子化については特段積極的ではないように見受けられる。

なお、今後電子化を優先的に考慮している協定・国等は特段公開されていない。ただし、後述のとおり RCEP 協定においては電子化について言及しており、既に RCEP 協定の締約国である韓国や中国等と別の協定において EDI 形式の原産地証明書を採用していることから、これらの国について RCEP 協定においても EDI 形式が今後採用される可能性はある。

2.5.2 シンガポールからの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

シンガポールから輸出する貨物について、基本的に以下の EDI 形式が採用されている協定以外は、原産地証明書は紙で発給することを前提としている。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・中国自由貿易協定	2019 年 11 月
• シンガポール・中国自由貿易協定	2019 年 11 月
• ASEAN・物品貿易協定	2020 年 12 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

その他の第三者証明制度を採用している EPA / FTA については、シンガポールから輸出する貨物について、原産地証明書が紙原本でのみ発給される。

そのうち、以下の協定については原産地証明書の電子化について言及されているため、今後電子化が導入される可能性がある。

原産地証明書の電子化の余地について言及されている協定

- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定
- スリランカ・シンガポール自由貿易協定 [40]

また、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要が規定されている。（すなわち原産地証明書の電子化にあたって協定上等の文言の改正が必要となる可能性がある）。

原産地証明書が紙原本であることが規定されている協定

- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）
- ASEAN・インド自由貿易協定
- ASEAN・香港・中国自由貿易協定
- インド・シンガポール自由貿易協定

最後に、以下の EPA / FTA については、協定等の規定上に紙原本である必要は特段規定されていなかった。

紙媒体や電子化についての明確な規定がない協定

- GCC・シンガポール自由貿易協定 [41]
- 日本・シンガポール経済連携協定 [42]
- 韓国・シンガポール自由貿易協定 [43]
- ペルー・シンガポール自由貿易協定 [44]
- ヨルダン・シンガポール自由貿易協定 [45]

原産地証明書の発給機関

いずれの協定についても、発給機関はシンガポール税関（Singapore Customs）である。

原産地証明書の発給システムと所管機関

原産地証明書の申請は、基本的にシンガポール税関が管轄する TradeNet[46]を通じて行う。なお原産地証明書を TradeNet を通じて申請する際には対象となる製品を TradeNet に登録する必要があるが、その際に場合によっては、シンガポール税関が登録企業を訪問し、確認することもある。

なお EDI 形式の場合、原産地証明書が発給された後に、シンガポール税関が管轄する Networked Trade Platform (“NTP”)[47]を通じて、輸入国の税関に向けて発給された原産地証明書を転送する必要がある。

原産地証明書の発給形式

EDI 形式が採用されている協定に関しては、基本的には原産地証明書は EDI 形式でのみ発給される。EDI に関するシステムのトラブルやシステムダウンの際にのみ、紙での発行を受け付ける。

発給申請から原産地証明書発給までのおおよそのリードタイム

- 紙の場合
  申請後約 10 分で証明書は PDF として画面で確認することができ、申請から 2 時間後から当局において紙の原産地証明書を取得することができる。なお、原産地証明書は 1 ヶ月以内に取得しなければならない。
- EDI 形式の場合
  申請後約 10 分で発給される。

EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法

EDI 形式で発給された原産地証明書は、TradeNet システムから PDF としてダウンロードし、内

容を確認することができる。また、上述のNTPにおいて原産地証明書を転送する前に内容を確認することができる。

2.5.3 シンガポールへの輸入について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

シンガポールにおいては、基本的に以下の EDI 形式を採用している EPA / FTA を除き、全ての FTA について、PDF 形式での提出による EPA / FTA の特恵関税の適用を認めている。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・中国自由貿易協定	2019 年 11 月
• シンガポール・中国自由貿易協定	2019 年 11 月
• ASEAN・物品貿易協定	2020 年 12 月

EDI の場合における原産地証明書の受領システム

輸入者は、EDI 形式の原産地証明書を上述の NTP において確認した上で、TradeNet を通じて輸入申告をする際に EPA / FTA の特恵関税を適用することを申告する。その後、原産地証明書番号や、必要に応じて疎明資料をシンガポール税関にメールで送付する。

認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否

シンガポールが締結する EPA / FTA のうち、13 の協定において認定輸出者制度または自己証明制度が採用されている。いずれの EPA / FTA についても、PDF 形式の証明書・宣誓書を認めている。

協定名
• ASEAN・物品貿易協定
• 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定
• 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）
• 米国・シンガポール自由貿易協定（ただし、衣料品を除く）
• パナマ・シンガポール自由貿易協定
• シンガポール・コスタリカ自由貿易協定
• トルコ・シンガポール自由貿易協定
• シンガポール・オーストラリア自由貿易協定
• EU・シンガポール自由貿易協定
• ニュージーランド・シンガポール包括的経済連携協定
• 英国・シンガポール自由貿易協定

シンガポールに関する調査における参考情報

[40] 協定本文第 21 条第 4 項 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Sri_Lanka_Singapore_FTA/Chapter-02-NT-and-Market-Access-for-Goods-Protocol-1-Rules-of-Origin)
[41] 協定本文第 4 章（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/GSFTA/Legal_text/Chapter_4_Customs_rocedures）
[42] 協定本文第 29 条(https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Japan-Singapore-EPA/Legal-text/Chapter-3/Chapter-3-Rules-of-Origin)
[43] 協定本文第 5 章（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Korea-Singapore-FTA/Legal-text/Chapter-5/Chapter-5-Customs-Procedures）
[44] 協定本文第 5 章（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Peru_Singapore_FTA/Legal_text/Chapter_5_Customs）
[45] 協定本文第 3 章 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Hashemite_Kingdom_of_Jordan/Legal_text/Chapter_3_Rules_of_Origin)
[46] https://www.tradenet.gov.sg/tradenet/login.jsp
[47] https://www.ntp.gov.sg/#/

2.6 タイ

2.6.1 概要

タイは、2023 年 12 月現在、14 の主要な EPA / FTA を締結している。タイは、従来の当局が発給した原産地証明書を事業者が取得する形式から、事業者自身が印刷できる形式への移行を進めている。既に後述の 6 つの EPA / FTA については移行が完了しており、今後も以下の協定について以降が予定されている。

2024 年 5 月 15 日（予定）

- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定
- 日タイ経済連携協定
- タイ・オーストラリア自由貿易協定

2024 年 9 月 15 日（予定）

- タイ・チリ自由貿易協定
- ASEAN 物品貿易協定
- ASEAN・インド自由貿易協定
- タイ・インド自由貿易協定

2.6.2 タイからの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

タイにおいては現在、2024 年 2 月現在、上述の通り以下の協定についてシステム上で発給された原産地証明書を事業者自身が印刷できる形式を進めている。

なおシステム上で、PDF 形式で原産地証明書の内容を確認することはできるが、「DRAFT」の透かしが入るため、そのまま真正な原産地証明書として輸入国で使用することはできない。事業者自身で所定の様式に沿って紙に印刷することが必要となる。

協定名	開始時期
• ASEAN・香港自由貿易協定	2023 年 12 月
• 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	2023 年 12 月
• 日 ASEAN 包括的経済連携協定	2023 年 12 月
• タイ・ペルー自由貿易協定	2023 年 12 月
• ASEAN・中国自由貿易協定	2024 年 2 月
• ASEAN・韓国自由貿易協定	2024 年 2 月

EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにその開始時

期は以下の通りである。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・物品貿易協定	2018 年 1 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

その他の第三者証明制度を採用している EPA / FTA については、タイから輸出する貨物について、原則紙原本での発給を前提としているが、上述のとおり事業者自身が印刷できる形式に移行しつつある。

なお、タイにおいては紙原本でのみ発給される協定については、いずれも税関当局が発する通達において原産地証明書が紙で発給されることが明記されている。

原産地証明書が紙原本であることが規定されている協定

協定名
• ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 [48]
• ASEAN・韓国自由貿易協定 [49]
• ASEAN・インド自由貿易協定 [50]
• ASEAN・中国自由貿易協定 [51]
• ASEAN・日本包括的経済連携協定 [52]
• ASEAN・香港・中国自由貿易協定 [53]
• RCEP 協定 [54]
• 日本・タイ自由貿易協定 [55]
• タイ・オーストラリア自由貿易協定 [56]
• タイ・ペルー自由貿易協定 [57]
• タイ・インド自由貿易協定 [58]
• タイ・チリ自由貿易協定 [59]

原産地証明書の発給機関

いずれの EPA / FTA についても、原産地証明書の発給機関は商務省外国貿易局（Department of Foreign Trade, Ministry of Commerce “DFT”）である。

原産地証明書の発給システムと所管機関

原産地証明書を申請する者は、DFT が管轄する ROVERs Plus[60]システムにおいて、原産判定を依頼する。原産判定が完了後、同じく DFT が管轄する DFT SMART C/O System[61]から発給申請を行う。ただし、まだ DFT SMART C/O System に移行していない協定については、DFT SMART C/O System に使用されていた EDI System[62]を用いて発給申請を行う。

原産地証明書の発給形式

ASEAN 物品貿易協定については、原則 EDI 形式での原産地証明書の発給しか行っておらず、

タイの National Single Window や、ASEAN Single Window のシステムトラブル等の際においてのみ、紙での発給を行う。
発給申請から原産地証明書発給までのおおよそのリードタイム
• 原産判定依頼については、紙での提出か電子データによる提出かによって異なるが、一般的に DFT からの承認に 30 分から 3 日かかる。 • **紙形式**:30-60 分（上述の DFT の承認を除く） • **EDI 形式**:30-60 分（上述の DFT の承認を除く）
EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法
システム上でドラフト CO のプレビューが可能となっている。
事業者からの主な声
• ASEAN・物品貿易協定における原産地証明書発給に EDI 形式を採用したことで、紙原本の際に申請から発給まで 2 週間要していたのが、3 日に短縮された。 • ただし、時折システムトラブルが発生する。

2.6.3 タイへの輸入について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

タイにおいては、電子署名された原産地証明書の真正性を認めつつ、PDF 形式での申告システムへのアップロードを認めている協定は以下の通り。

RCEP 協定では、書面に加え電子的様式での発給もできることが規定されているが、様式は輸入国が決定することとなっている。なお、日本が発給した原産地証明書については、PDF 形式で提出することが 2022 年 4 月より認められている [63]。

また、公式に発表されている日・タイ経済連携協定に加え、事業者より ASEAN・物品貿易協定についても PDF 形式の輸入が可能であるとの声が複数あった。

PDF 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・物品貿易協定	不明
• 日・タイ経済連携協定	2022 年 4 月

また、EDI 形式で原産地証明書を受領する EPA / FTA とその開始時期は以下の通りである。

EDI 形式

協定名	開始時期
• ASEAN・物品貿易協定	2018 年 1 月

上記以外の EPA / FTA は、基本的には原則紙の原産地証明書の提出が求められる。

EDI の場合における原産地証明書の受領システム
ASEAN・物品貿易協定については、タイの National Single Window[64] (”NSW”) を通じて EDI 形式の原産地証明書を受領し、NSW を通じて輸入申告を行う。
認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否
タイが締結する EPA/FTA のうち、以下の 3 つの協定において認定輸出者制度または自己証明制度が採用されている。タイにおいては、電子署名された書類の真正性を認めつつ、依然として原則紙による提出が求められる。 **電子署名が可能な協定** **協定名** • ASEAN・物品貿易協定 • RCEP 協定 • タイ・ニュージーランド自由貿易協定
事業者からの主な声
• 日・タイ経済連携協定において、PDF 形式の原産地証明書で輸入申告ができることになり、紙原本の際にタイの輸入者に届くまで 2-7 日、場合によっては 2 週間要していたリードタイムが、メールで送付できるようになり短縮された。 • ASEAN・物品貿易協定についても EDI 形式に加えて、PDF 形式での輸入申告が可能。 • 移行後も数か月は、PDF 化したものの原紙を提出することが求められていたが、現在は解消している。 • ただし、PDF ファイルが正常に輸入通関システムにアップロードできない事象は今も発生している。

タイに関する調査における参考情報

48 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17077830.pdf
49 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2062186.pdf
50 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/1819393.pdf
51 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2100137.pdf
52 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/140D045S0000000004000.pdf
53 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17204803.pdf
54 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/140D130S0000000003700.pdf
55 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17189762.pdf
56 https://www.dft.go.th/Portals/0/%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B9%82%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%99%E0%B9%8C%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A8%E0%B8%9F%E0%B8%AD%E0%B8%A3%E0%B9%8C%E0%B8%A1%20TAFTA.pdf?ver=2560-09-29-144321-997
57 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/12047.pdf

[58] https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2292/-6-2547
[59] https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2057277.pdf
[60] https://roversplus.dft.go.th/public/
[61] https://smartco.dft.go.th/authorization/login?callbackUrl=%2F
[62] https://edi.dft.go.th/
[63] https://www.customs.go.th/cont_strc_simple_with_date.php?current_id=142329324146505f4c464b4b464b4a
[64] https://www.thainsw.net/INSW/index.jsp

2.7 中国

2.7.1 概要

中国は、2023 年 12 月現在 20 の主要な EPA / FTA を締結している。中国は貿易プラットフォームの開発など積極的に電子化に政府として取り組んでおり、ほとんどの協定について原産地証明書の電子化を進めている。

2.7.2 中国からの輸出について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

中国から輸出する貨物について、原産地証明書が PDF 形式で発給される協定、及び EDI 形式で輸入国の税関当局に原産地証明書のデータが連携される協定、並びにそれぞれの開始時期は以下の通りである。

PDF 形式

協定名	開始時期
• 中国・台湾海峡両岸経済協力枠組み協定 [65]	2019 年 5 月
• 中国・韓国自由貿易協定 [66]	2019 年 5 月
• 中国・ニュージーランド自由貿易協定 [67]	2019 年 5 月
• 中国・パキスタン自由貿易協定 [68]	2019 年 5 月
• 中国・チリ自由貿易協定 [69]	2019 年 5 月
• 中国・アイスランド自由貿易協定 [70]	2019 年 5 月
• 中国・スイス自由貿易協定 [71]	2019 年 5 月
• 中国・オーストラリア自由貿易協定 [72]	2019 年 5 月
• 中国・シンガポール自由貿易協定 [73]	2019 年 5 月
• 中国・ジョージア自由貿易協定 [74]	2019 年 5 月
• アジア太平洋貿易協定（APTA）*韓国 [75]、インド [76]のみ	2019 年 5 月（韓国） 2020 年 5 月（インド）
• 中国・モーリシャス自由貿易協定 [77]	2021 年 7 月
• 中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）*タイのみ [78]	2021 年 7 月
• 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定*日本、シンガポール、タイ、ニュージーランド、オーストラリア [79]、韓国とマレーシア [80]のみ	2022 年 1 月、 2022 年 2 月（韓国） 2022 年 3 月（マレーシア）

EDI 形式で原産地証明書を受領する EPA / FTA を除き、基本的には原則紙での提出が求められる。

EDI 形式

協定名	開始時期
• 中国・台湾海峡両岸経済協力枠組み協定 [81]	2014 年 4 月
• 中国・韓国自由貿易協定 [82]	2016 年 7 月
• 中国・ニュージーランド自由貿易協定 [83]	2016 年 12 月
• 中国・パキスタン自由貿易協定 [84]	2018 年 4 月
• アジア太平洋貿易協定（APTA）*韓国、インドのみ [85]	2017 年 2 月（韓国） 2020 年 5 月（インド）
• 中国・マカオ経済貿易緊密化協定（CEPA）[86]	2019 年 1 月
• 中国・香港経済貿易緊密化協定（CEPA）[87]	2019 年 1 月
• 中国・チリ自由貿易協定 [88]	2019 年 1 月
• 中国・シンガポール自由貿易協定 [89]	2019 年 11 月
• 中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）*シンガポール [90]、インドネシア [91]のみ	2019 年 11 月（シンガポール） 2020 年 10 月（インドネシア）
• 中国・ジョージア自由貿易協定 [92]	2020 年 1 月
• 中国・後発発展途上国特別優遇関税待遇*バングラデシュ、ニジェール、エチオピア、モザンビーク、東ティモールのみ [93]	2020 年 9 月
• 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定*ニュージーランドのみ [94]	2023 年 7 月

原産地証明書が紙での発給のみ認められている協定と、その根拠法令

その他の第三者証明制度を採用している EPA / FTA については、中国から輸出する貨物について、原産地証明書が紙原本でのみ発給される。

それらの協定のうち、電子化について言及している協定や紙での発給を明示している EPA / FTA はなく、現状紙原本で原産地証明書が発給されている以下のいずれの EPA / FTA についても、協定等の規定上に紙原本である必要は特段規定されていなかった。

媒体や電子化についての明確な規定がない協定

協定名
• 中国・ペルー自由貿易協定 [95]
• 中国・コスタリカ自由貿易協定 [96]
• 中国・カンボジア自由貿易協定 [97]
• 中国・ニカラグア自由貿易協定 [98]

原産地証明書の発給機関

発給機関は税関および、中国国際貿易促進委員会を通じて直接原産地証明書を申請することが

できる。
原産地証明書の発給システムと所管機関
原産地証明書は、税関総署国家港湾管理局が管轄する「中国国際貿易単一窓口（ワンストップサービス）」、中国税関が管轄する「インターネット+税関一体化オンラインサービスプラットフォーム」、又は中国国際貿易促進委員会が管轄する「中国国際貿易促進委員会（CCPIT）の申告システム」のいずれかを通じて原産地証明書を発給することができる。
原産地証明書の発給システムの概要
主流である中国国際貿易「単一窓口（ワンストップサービス）」を例として説明する。利用にあたり、公式頁上で登録申請を行う必要があり、IC カードまたは Ikey を入手している者はカードリーダーを PC に接続して関連させる必要がある。企業・公共機関ユーザー、個人ユーザー、海外ユーザー、省庁ユーザー分けてそれぞれ登録の方法が少し異なる。登録した後、電子印鑑・電子署名の登録ができ、IC カード実名認証、法人実名認証および銀行カード実名認証を行うことが可能である [99]。すべての登録が完了した後、申請する証明書の種類を選択し、必要な情報を入力した上申請を行う。申請後に申請の進捗状況および申請結果の確認が可能である。発給された原産地証明書については、証明書の番号を入力することでプリントアウトができる。また、単一窓口（ワンストップサービス）を企業の ERP システムと接続し、情報を自動的に連携することも可能である [100]。なお、EDI 形式を用いた場合、「ペーパーレス通関」による申告を選択した企業は、「優遇貿易協定原産地要素申告制度」に原産地証明書の電子データおよび直送の約束事項を記入する必要はなく、原産地証明書を電子形式でアップロードする必要もない。 直接中国国際貿易「単一窓口（ワンストップサービス）」の該当欄に原産地証明書の番号を入力すると、自動的に原産地証明書の情報を呼び出すことができる。EDI 形式を用いることが出来ない場合、通関申告の前に「優遇貿易協定原産地要素申告制度」を通じて原産地証明書の情報を入力し、通関申告の際に電子版の原産地証明書をアップロードする必要がある。
原産地証明書の発給形式
原産地証明書の発給形式が複数ある場合、どの自由貿易協定においても発給形式は発給依頼者が選択することが可能である
発給申請から原産地証明書発給までのおおよそのリードタイム
直属の税関と従属の税関の中国国際貿易「単一窓口（ワンストップサービス）」、「インターネット+税関一体化オンラインサービスプラットフォーム」を利用した場合：申請から約 2 営業日であるが、税関官署によって多少異なる [101]。 中国国際貿易促進委員会とその地方支部の申告システムを利用した場合：申請から約 24 時間である [102]。
EDI における、発給依頼者の原産地証明書の内容確認方法
EDI 形式を用いた証明書の提出後、申請者は e-CO にアクセスできず、修正のリクエストはできない。登録情報に誤りがあった場合、原産地証明書の発給機関および「単一窓口（ワンストップサービス）」にて修正を行う必要がある。

事業者からの主な声
• RCEP に基づく原産地証明書の発給は、発効当初から PDF 形式を採用していた。

2.7.3 中国への輸入について

原産地証明書の電子化が進んでいる協定と開始時期

中国においては、「2017 年税関総署公告第 67 号（特恵貿易協定に基づく貨物のペーパーレス申告の更なる促進について）」[103]を発行して以降、ペーパーレスでの原産地証明書の提出を認めており、2019 年以降、基本的に以下の EPA / FTA について PDF 形式の原産地証明書に基づく EPA / FTA の特恵関税の適用を認めている。

PDF 形式

協定名	開始時期
• 中国・台湾海峡両岸経済協力枠組み協定 [104]	2019 年 5 月
• 中国・韓国自由貿易協定 [105]	2019 年 5 月
• 中国・ニュージーランド自由貿易協定 [106]	2019 年 5 月
• 中国・パキスタン自由貿易協定 [107]	2019 年 5 月
• 中国・チリ自由貿易協定 [108]	2019 年 5 月
• 中国・アイスランド自由貿易協定 [109]	2019 年 5 月
• 中国・スイス自由貿易協定 [110]	2019 年 5 月
• 中国・オーストラリア自由貿易協定 [111]	2019 年 5 月
• 中国・シンガポール自由貿易協定 [112]	2019 年 5 月
• 中国・ジョージア自由貿易協定 [113]	2019 年 5 月
• アジア太平洋貿易協定（APTA）*韓国 [114]、インド [115]のみ	2019 年 5 月（韓国） 2020 年 5 月（インド）
• 中国・モーリシャス自由貿易協定 [116]	2021 年 7 月
• 中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）*タイのみ [117]	2021 年 7 月
• 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定*日本、シンガポール、タイ、ニュージーランド、オーストラリア [118]、韓国とマレーシア [119]のみ	2022 年 1 月、 2022 年 2 月（韓国） 2022 年 3 月（マレーシア）

EDI 形式

協定名	開始時期
• 中国・台湾海峡両岸経済協力枠組み協定 [120]	2014 年 4 月
• 中国・韓国自由貿易協定 [121]	2016 年 7 月
• 中国・ニュージーランド自由貿易協定 [122]	2016 年 12 月

• アジア太平洋貿易協定（APTA）*韓国のみ [123]	2017 年 2 月
• 中国・パキスタン自由貿易協定 [124]	2018 年 4 月
• 中国・マカオ経済貿易緊密化協定（CEPA）[125]	2019 年 1 月
• 中国・香港経済貿易緊密化協定（CEPA）[126]	2019 年 1 月
• 中国・チリ自由貿易協定 [127]	2019 年 1 月
• 中国・シンガポール自由貿易協定 [128]	2019 年 11 月
• 中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）*シンガポール [129]、インドネシア [130]のみ	2019 年 11 月（シンガポール） 2020 年 10 月（インドネシア）
• 中国・ジョージア自由貿易協定 [131]	2020 年 1 月
• 中国・後発発展途上国特別優遇関税待遇*バングラデシュ、ニジェール、エチオピア、モザンビーク、東ティモールのみ [132]	2020 年 9 月

EDI の場合における原産地証明書の受領システム

原産地電子情報交換システム

認定輸出者・自己証明制度における、PDF 上の電子署名の可否

中国が締結する EPA / FTA のうち、5 つの協定において認定輸出者制度または自己証明制度が採用されている。

電子署名が可能な協定

協定名
• 中国・スイス自由貿易協定
• 中国・モーリシャス自由貿易協定

電子署名が不可能な協定

協定名
• 中国・アイスランド自由貿易協定
• RCEP 協定
• 中国・ニュージーランド自由貿易協定

事業者からの主な声

- RCEP について、PDF 形式を採用したことで、発給後速やかにメールで入手できるので、紙原本の際に輸入者が原産地証明書を入手するまでに発給から 3-7 日要していたリードタイムが短縮された。
- 中国・ASEAN 自由貿易協定について、EDI 形式を採用したことで、紙原本の際に輸入者が原産地証明書を入手するまで発給から 4-5 日要していたのが、1 日に短縮された

- PDF 形式自体で問題はないが、原産地証明書の記載内容について税関から指摘を受けることがある（重量の記載等）。

中国に関する調査における参考情報

[65] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[66] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201608/20160801384150.shtml
[67] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[68] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[69] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[70] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[71] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[72] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[73] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[74] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[75] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[76] http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3073114/index.html
[77] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3731273/index.html
[78] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3731273/index.html
[79] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4122288/index.html
[80] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4172325/index.html
[81] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201407/20140700651683.shtml
[82] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201608/20160801384150.shtml
[83] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/630753/index.html
[84] http://xian.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1812170/index.html
[85] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201705/20170502567955.shtml
[86] http://tga.mofcom.gov.cn/article/zwxx/201812/20181202816101.shtml
[87] http://tga.mofcom.gov.cn/article/zwxx/201812/20181202816894.shtml
[88] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2137414/index.html
[89] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2650379/index.html
[90] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2650379/index.html
[91] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3269616/index.html
[92] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2786254/index.html
[93] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3269475/index.html
[94] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/5142507/index.html
[95] http://xian.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356972/index.html
[96] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4059283/index.html
[97] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4122307/index.html
[98] http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/5602851/index.html
[99] https://www.singlewindow.cn/fs/STADOCROOT/DC/96/2F/EFA8469BE59FD7203C79724D4F.pdf?_rnd=1709718040811&_downloadmode=1&filenamex=201C53554E007A9753E3201D680751C6724875286237624B518CFF08752862377BA17406FF09005F0032003000320033003000360031003300 2E00700064006 6
[100] https://www.singlewindow.cn/fs/STADOCROOT/B4/45/B4/95F6E55F4C5B300C3597A52EBC.pdf?_rnd=1709719232983&_downloadmode=1&filenamex=201C53554E007A9753E3201D680751C6724875286237624B518CFF086D775173539F4EA757308BC14E66FF09005F0032003000320033003100300033003000 2E007000640066
[101] http://online.chinaport.gov.cn/static/pages/index.html?guidebookUrl=/static/pages/guides/000729003002/000729003002.html&applyUrl=http%3A%2F%2Fsc.chinaport.gov.cn%2Fdeskserver%2Fsw%2FdeskIndex%3Fmenu_id%3Dcoo001&userType=2&systemType=WEB&taskCode=11100000000014154E1000729003002&flag=false
[102] https://co.ccpit.org/front/aboutQuestionContent/12
[103] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1069488/index.html
[104] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[105] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201608/20160801384150.shtml
[106] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[107] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[108] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[109] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm

[110] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[111] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[112] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[113] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[114] https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/05/content_5448961.htm
[115] http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3073114/index.html
[116] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3731273/index.html
[117] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3731273/index.html
[118] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4122288/index.html
[119] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/4172325/index.html
[120] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201407/20140700651683.shtml
[121] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201608/20160801384150.shtml
[122] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/630753/index.html
[123] http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201705/20170502567955.shtml
[124] http://xian.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1812170/index.html
[125] http://tga.mofcom.gov.cn/article/zwxx/201812/20181202816101.shtml
[126] http://tga.mofcom.gov.cn/article/zwxx/201812/20181202816894.shtml
[127] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2137414/index.html
[128] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2650379/index.html
[129] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2650379/index.html
[130] http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3269616/index.html
[131] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2786254/index.html
[132] http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2786254/index.html

2.8 アメリカ

2.8.1 概要

アメリカは、2023 年 12 月現在、15 の主要な EPA / FTA を締結している。アメリカは第三者証明を採用している協定がないことが特徴として挙げられる。アメリカが締結する EPA / FTA のうち、以下 15 の協定全てにおいて認定輸出者制度または自己証明制度が採用されており、すべての協定で電子署名が可能である。

- アメリカ・メキシコ・カナダ協定(USMCA)
- アメリカ・オーストラリア自由貿易協定
- ドミニカ共和国・中央アメリカ自由貿易協定(CAFTA-DR)
- アメリカ・バーレーン自由貿易協定
- アメリカ・チリ自由貿易協定
- アメリカ・コロンビア自由貿易協定
- アメリカ・イスラエル貿易協定
- アメリカ・ヨルダン自由貿易協定
- アメリカ・韓国自由貿易協定
- アメリカ・モロッコ自由貿易協定
- アメリカ・オマーン自由貿易協定
- アメリカ・パナマ自由貿易協定
- アメリカ・ペルー自由貿易協定
- アメリカ・シンガポール自由貿易協定
- アメリカ・日本自由貿易協定

2.9 EU（代表国として、ベルギーの状況について調査を行った）

2.9.1 概要

EU は、2023 年 12 月現在、12 の主要な EPA / FTA を締結している。EU は基本的に全ての EPA / FTA において認定輸出者制度又は・及び自己証明制度を採用しており、これらの制度が主流であるが、一部の協定については、第三者証明制度も選択肢として提供している。

第三者証明制度を選択できる EPA / FTA

- 中米・EU 連合協定 [133]
- チリ・EU 連合協定 [134]
- コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定 [135]
- EU・ベトナム自由貿易協定 [136]
- EU・スイス協定（ただし、HS コード 25 類から 97 類に分類される工業製品は、2024 年 1 月より原産地証明自体不要）
- 汎欧州・地中海条約 [137]

上述の第三者証明制度を活用できる協定については、紙での原産地証明書の発給を望む事業者は、基本的に各 EU 加盟国の税関当局が発給することとなっている。ベルギーにおいては、連邦公共サービス財務部門（The Federal Public Service: FPS Finance）が発給当局である。

上述の第三者証明制度については、基本的にいずれも紙の発給のみを想定している。ただし、汎欧州・地中海条約においては、今後原産地証明書の電子化についても検討することが記載されている[138]。

---

[133] 附属書 2 第 14 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1215(01)）
[134] 附属書 3 第 15 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A22002A1230%2801%29）
[135] 附属書 2 第 15 条（https://publications.europa.eu/resource/cellar/046548f2-8de3-11e9-9369-01aa75ed71a1.0006.02/DOC_1#page=3400）
[136] プロトコル 1 第 15 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:186:FULL&from=EN）
[137] 附属書 1 第 15 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2013.054.01.0003.01.ENG&toc=OJ:L:2013:054:TOC#L_2013054EN.01000401）
[138] Transitional PEM Rules of Origin Guidance 2.9(https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/f8214b8d-2179-4600-8692-a1aeb3ff9ab0_en?filename=PEM%20transitional%20RoO%20-%20Guidance%20V1_25.08.2021.pdf)

2.10その他、事業者へのヒアリング結果まとめ

各国における利用状況に加え、原産地証明書の電子化が事業者に及ぼす影響や、電子化の方針についても聴取した。

2.10.1 原産地証明書の電子化が EPA / FTA 選択の際の判断基準になるか

例えば日本からベトナムへ輸出する際等、複数の EPA / FTA の特恵関税を適用できる場合、どの EPA / FTA の特恵関税を適用するかを検討する際に、原産地証明書の電子化がどの程度影響があるかについて事業者に聴取した。

多くの事業者は、EPA / FTA の選択にあたっては関税削減額、原産判定の難易度、検認方法等が優先されるため、電子化の状況が EPA / FTA の選択に直接的な基準にはならないとの回答が多かったものの、一部の事業者は、なる可能性があることを示唆していた。

2.10.2 PDF 形式と EDI 形式のどちらが良いか

今後の電子化の方針を検討するにあたり、事業者に PDF 形式と EDI 形式のどちらが良いかについても聴取した。結果として、事業者によって様々な意見があった。

PDF 形式 （6 社）

- EDI ではデータが不足している場合やデータトラブル等があるため、PDF 形式の方が望ましい。

EDI 形式 （2 社）

- EDI 形式の方が望ましいが、eCO 番号を輸入者に送付する手間を省き、輸入者に自動で通達する仕組みを希望。

どちらも （7 社）

- 現地によって利便性が異なるので選択肢が多い方が良い。

どちらでも （1 社）

- 形式よりも、できるだけ早くより多くの EPA / FTA について電子化がされたら良い。導入しやすい方を希望。

3. 貿易プラットフォームと主要国の原産地証明書の発給や受領に係るシステムとの連携

3.1 調査の範囲と項目

本調査においては、主な貿易プラットフォームについて、主要国における原産地証明書の発給システムや、原産地証明書の受領に係るシステム（すなわち税関への申告に係るシステム）との連携状況について調査を行った。

なお、本調査においては、民間企業間で貿易関連書類やデータをオンライン上で共有することを目的としたサービスとしての「貿易プラットフォーム」に加え、単一の企業の貿易を管理する「貿易管理システム」についても調査を行った。なお、政府が運営している貿易プラットフォームについては本調査の対象外としている。

最後に、上述の「貿易管理システム」を運用する 1 社に対して、ヒアリングを行った。

主な貿易プラットフォーム・貿易管理システムの、主要な国の原産地証明書発給システム、及び税関申告システムとの接続状況は下記の通り。

主要国の原産地証明書発給システムとの接続状況

	ｲﾝﾄﾞ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	韓国	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ﾀｲ	中国	ｱﾒﾘｶ	EU
Trade Waltz	-	-	-	-	-	-	-	-
ICE Digital Trade	-	-	-	-	-	-	*1	*1
Smart eCO	-	-	-	*1	-	-	-	-
GeTS	-	-	-	*1	-	-	-	-
TradeWindow	-	-	-	-	-	-	-	-
SAP GTS	-	-	-	-	-	-	-	-
Oracle GTM	-	-	-	-	-	-	-	-
OneSource	-	-	-	-	-	-	-	-

○ ： 当局のシステムと連携しているプラットフォーム

- ：当局のシステムとの連携に関する情報が見当たらなかったプラットフォーム

*1: 発給当局の原産地証明書発給システムを担っている。

税関申告システムとの接続状況

	ｲﾝﾄﾞ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	韓国	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ﾀｲ	中国	ｱﾒﾘｶ	EU
Trade Waltz	-	-	-	*2	○	-	-	-
ICE Digital Trade	-	-	-	-	-	-	-	-
Smart eCO	-	-	-	-	-	-	-	-

GeTS	-	-	-	-	-	-	-	-
TradeWindow	-	-	-	-	-	-	-	-
SAP GTS	-	-	-	○	-	○	○	○
Oracle GTM	-	-	-	-	-	-	-	-
OneSource	-	-	-	-	-	○	○	○

○ ： 当局のシステムと連携しているプラットフォーム

- ：当局のシステムとの連携に関する情報が見当たらなかったプラットフォーム

*2: 税関申告システムと連携する実証実験の実績はあるものの、原産地証明書の連携はできないと想定。

3.2 各貿易プラットフォーム・貿易管理システムに関する調査結果

3.2.1 Trade Waltz （貿易プラットフォーム）

Trade Waltz は、日本の株式会社トレードワルツにより運用されている民間の貿易プラットフォームである。

原産地証明書の発給・受領に関しては、日本において発給された PDF 形式の原産地証明書を、タイの貿易プラットフォームへ連携する実証実験が成功したことを発表している [139]。なお、Trade Waltz はシンガポールの貿易プラットフォームとの接続についても成功したことを発表しているが、上述のとおりシンガポールにおいては原産地証明書を税関にメールで送付する運用になっているため、原産地証明書の連携は実現していないことが想定さされる。

最後に、他の主要国において原産地証明書発給システムと連携している情報は見当たらなかった。

3.2.2 ICE Digital Trade （貿易プラットフォーム）

ICE Digital Trade は、米国の Intercontinental Exchange, Inc. (ICE) 社が運営する貿易プラットフォームである。ICE 社が 2022 年 3 月に買収する以前は、essDOCS として知られていた。

ICE Digital Trade は主に欧米諸国における商工会議所において、特恵原産地証明書及び非特恵原産地証明書の発給に関するプラットフォームを提供している [140]。輸出者を含む事業者は、ICE Digital Trade を通じて原産地証明書の発給申請及び証明書の受領を行うことができる。また事業者は、API を通じて自社システムを ICE Digital Trade と連携することも可能である [141]。

なお、ICE Digital Trade は、税関申告システムと連携しているとの情報は見当たらなかった。

3.2.3 Smart eCO （貿易プラットフォーム）

Smart eCO は、日本のエクシオグループ株式会社の子会社である [142]、シンガポールの vCargo Cloud Pte Ltd 社が運営する貿易プラットフォームである。

原産地証明書に関しては、主に主にシンガポールにおける商工会議所に対して、非特恵原産地証明書の申請・発給に関するプラットフォームを提供している [143]。輸出者を含む事業者は、Smart eCO を通じて原産地証明書の発給申請を行うことができる。発給された証明書は、各商工会議所で取得す

るか、自社において印刷することができる。

なお、Smart eCO は、他国の税関申告システムと連携しているとの情報は見当たらなかった。

3.2.4 GeTS （貿易プラットフォーム）

GeTS はシンガポールの GeTS Asia Pte. Ltd.社が運営する貿易プラットフォームである。

原産地証明書に関しては、上述の Smart eCO と同様に、主にシンガポールにおける商工会議所に対して、非特恵原産地証明書の申請・発給に関するプラットフォームを提供している [144]。輸出者を含む事業者は、GeTS を通じて原産地証明書の発給申請を行うことができる。発給された証明書は、各商工会議所で取得するか、自社において印刷することができる。

なお、GeTS は、他国の税関申告システムと連携しているとの情報は見当たらなかった。

3.2.5 Trade Window （貿易プラットフォーム）

Trade Window は、ニュージーランドの Trade Window Origin Limited 社が運営する貿易プラットフォームである。主にオーストラリアとニュージーランドで事業を行っており、ニュージーランドにおいては特恵原産地証明書及び非特恵原産地証明書の発給することをニュージーランド税関に認められている。

根拠資料等を提出の上、原産判定結果が既に確認されている貨物については、Trade Window を通じて原産地証明書の発給申請を行うことで、その場で電子化された原産地証明書を入手することができる。なお、紙の原産地証明書が必要な場合は、別途 Trade Window Origin Limited 社に依頼することで、1 営業日以内に入手することができる [145]。

3.2.6 SAP Global Trade Services (GTS) （貿易管理システム）

SAP Global Trade Services (GTS)は、ドイツ SAP SE 社が運営する、企業向け貿易管理システムである。原産地証明書に関しては、特段発給機関との連携に関する情報は見当たらなかったが、SAP GTS の機能として、原産性の分析、サプライヤー宣誓書の管理 [146]や、認定輸出者証明制度・自己証明書制度に関する原産地証明書の作成 [147]が可能である。

また SAP GTS は、一部の国において税関のシステム連携することが可能であり、基本的に連携が可能国においては SAP GTS から輸入申告や関連資料の提出等が可能である。なお、直接税関のステムと連携していない国においても、通関業者のシステムに連携することが可能であるため、従って EPA / FTA の特恵関税を適用するために、通関業者に対して SAP GTS から申請に必要な資料を共有することができる場合がある [148]（通関業者のシステム仕様等によって異なる）。

3.2.7 Oracle Global Trade Management (GTM) （貿易管理システム）

Oracle Global Trade Management (GTM)は、米国の Oracle Corporation 社が運営する、企業向け貿易管理システムである。原産地証明書に関しては、特段発給機関との連携に関する情報は見当たらなかったが、Oracle GTM の機能として、原産性の分析 [149]、サプライヤー宣誓書の収集・管理 [150]や、認定輸出者証明制度・自己証明書制度に関する原産地証明書の作成 [151]が可能である。

なお、Oracle GTM が税関申告システムとの連携に関する情報は見当たらなかった。

3.2.8 One Source （貿易管理システム）

OneSource は、米国の Thomson Reuters 社が運営する、企業向け貿易管理システムである。原産地証明書に関しては、特段発給機関との連携に関する情報は見当たらなかったが、One Source の機能として、原産性の分析 [152]等が可能である。

また、One Source は税関申告システムと直接連携し輸入申告等を行えることを謳っており、欧州や北南米の当局との連携しており、輸入の申告等が可能である [153]。

3.2.9 その他

以上の貿易プラットフォーム運営会社に加え、以下のプラットフォーム会社について調査を行ったが、原産地証明書の電子化に関する有用な情報は見当たらなかった。

- Bolero
- MineHub
- TRADE-VAN
- TradeFinex
- CargoX
- STANDAGE
- EC3（Skuchain）
- Shippio
- E2OPEN

3.3 事業者へのヒアリング結果

上記の公開情報に加え、貿易管理システムの運営会社一社に対して情報を聴取した。当該貿易管理システムの運営会社は、原産地証明書の発給申請について、システム上認定輸出者証明や自己証明制度における原産地証明書・宣誓書をシステム上作成することはできるが、発給当局のシステムと連携している事例については把握していないとのことであった。

想定される理由の一つとして、貿易管理システムの運営会社は主に欧米系の顧客が多く、欧米が締結している EPA / FTA が上述のとおり、認定輸出者制度・自己証明制度を採用しているケースが多いことが挙げられる。

ただし、システム自体は柔軟性・可変性が高いため、当該貿易管理システムの運営会社がサービスとして提供していなかったとしても、当該運営会社の把握していないところで、当局の発給システムと連携しているケースは無いとは言い切れない。今後よりアジア圏の顧客が増え、マーケットのニーズが増えれば、会社としても当局との連携について検討する可能性はある。

なお、当該会社が運営する貿易管理システムについては、いくつかの輸入当局の申告システムと連携している。そのため、貿易管理システムに格納されている原産地証明書を、貿易管理システムから

直接税関当局に提出できる国がある。また当局と直接連携していない場合であっても、貿易プラットフォームが通関業者のシステムと連携しており、通関業者に対して原産地証明書を送付できる体制が整っている企業もある。

---

[139] https://www.tradewaltz.com/news/3315/
[140] https://www.essdocs.com/edocs/electronic-certificates-of-origin
[141] https://icedto.readme.io/docs/esscert-api-environments
[142] https://www.exeo.co.jp/wp-content/uploads/2024/03/news20240308.pdf
[143] https://smarteco.vcargocloud.com/
[144] https://certoforigin.crimsonlogic.com/eco/cusLogin/productInfo
[145] https://tradewindow.io/origin/
[146] https://help.sap.com/docs/SAP_GLOBAL_TRADE_SERVICES/bdb1d2fb216941a69f6300006343e977/4c995168e7703b9ee10000000a42189b.html?locale=en-US
[147] https://help.sap.com/docs/SAP_GLOBAL_TRADE_SERVICES/bdb1d2fb216941a69f6300006343e977/4a9eb3a60c5b388fe10000000a42189c.html?locale=en-US
[148] https://help.sap.com/docs/SAP_S4HANA_ON-PREMISE/dfb1ceeb602c4a1dbde1171e3493209e/849e6e2c3d1a47eabbf0ae390cd57fad.html?locale=de-DEversion%3D2021.002
[149] https://www.oracle.com/webfolder/s/quicktours/scm/gqt-scm-log-gtm-fta-qualification/index.html
[150] https://www.oracle.com/webfolder/s/quicktours/scm/gqt-scm-log-gtm-trade-campaign/index.html
[151] https://docs.oracle.com/en/cloud/saas/transportation/24a/otmol/gtm/trade/actions/generate_certificate_of_origin.htm
[152] https://tax.thomsonreuters.com/en/onesource/global-trade-management/free-trade-agreement
[153] https://tax.thomsonreuters.com/content/dam/ewp-m/documents/tax/en/pdf/brochures/government-connectivity-brochure.pdf

4. 主要国が締結する EPA / FTA における原産地規則の規定及びその運用

本調査においては、各国における EPA / FTA の原産地規則のうち、「累積」及び「国内トレーシング」に関して、各国においてどのように運用されているかを調査した。なお、本調査における「累積」と「国内トレーシング」の定義は以下の通り。

- 累積
  輸出国（最終製品を生産している国）とは別の締約国の原産材料を、輸出国の原産品としてみなす行為。
- 国内トレーシング
  輸出国内で生産された非原産材料に含まれる国内付加価値分を最終製品の原産性の判断において考慮する行為。

なお、本調査においては、加工工程基準の加工工程の一部を EPA / FTA の他の締約国で行う行為の累積については、今回の調査の対象外とした。

4.1 インド

「累積」が認められている協定
インドが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。 • インド・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定 [154] • インド・オーストラリア経済協力貿易協定 [155] • インド・日本包括的経済連携協定 [156] • ASEAN・インド由貿易協定 [157] • 南アジア自由貿易地域(SAFTA)[158] • インド・韓国自由貿易協定 [159] • インド・モーリシャス包括的経済連携協定 [160] • インド・シンガポール包括的経済連携協定 [161] • インド・マレーシア包括的経済連携協定 [162] • SAARC 特恵貿易協定 [163] • アジア太平洋貿易協定 [164] • インド・アフガニスタン特恵貿易協定 [165] • インド・MERCOSUR 特恵貿易協定 [166] • インド・スリランカ自由貿易協定 [167]
原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料
インドにおいて原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。 • 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面若しくは PDF 形式によって発給された原本）又は、サプライヤーによって作成された原産性を申告する資料。 • 「累積」を適用する部分品について、インドへ輸入した際の輸入許可書、インボイス等。 • 「累積」を適用する部分品の部品構成表（なお、VA基準の場合はコスト情報、CTC 基準の HS コードの情報等が必要）
「累積」を適用して輸入する際に求められる資料
輸入通関時には「累積」を用いたからと言って、通常 EPA / FTA の特恵関税を適用する際に必要な資料以外に追加準備しなければならない資料は特段ない。ただし、インドにおいて EPA / FTA の特恵関税を適用する輸入者において作成が義務付けられている CAROTAR の Form I においては、累積があった事実を記載する必要がある。

「国内トレーシング」が認められている協定
インドにおいては、国内トレーシングが認められている主要な EPA / FTA はなく、認められた事例も確認できなかった。

[154] 協定本文第 3.7 条
[155] 協定本文第 4.5 条
[156] 協定本文第 31 条
[157] 附属書 2 規定 5
[158] 附属書 4 規定 9
[159] 協定本文第 3.7 条
[160] 協定本文第 3.6 条
[161] 協定本文第 3.9 条（https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/12/ch3.pdf）
[162] 協定本文第 3.5 条（https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/12/Chapter-03-ROO.pdf）
[163] 附属書 3 規定 4
[164] 附属書 2 規定 4
[165] 附属書 C 規定 4
[166] 附属書 3 第 3 条
[167] 附属書 C

4.2 インドネシア

「累積」が認められている協定

インドネシアが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。

- ASEAN・物品貿易協定 [168][169]
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 [170][171]
- ASEAN・韓国自由貿易協定 [172][173]
- ASEAN・インド由貿易協定 [174][175]
- ASEAN・中国自由貿易協定 [176][177]
- インドネシア・パキスタン特恵貿易協定 [178][179]
- 日・ASEAN 包括的経済連携協定 [180][181]
- 日本・インドネシア経済連携協定 [182][183]
- インドネシア・チリ包括的経済連携協定 [184][185]
- ASEAN・香港自由貿易協定 [186][187]
- インドネシア・オーストラリア包括的自由貿易協定 [188][189]
- インドネシア・EFTA 包括的経済連携協定 [190][191]
- インドネシア・モザンビーク特恵関税協定 [192][193]
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [194][195]
- インドネシア・UAE 包括的経済連携協定 [196][197]

原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料

インドネシアにおいて原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。

- 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面若しくは EDI 形式のコピー等）。
- 「累積」を適用する部分品の生産工程。

「累積」を適用して輸入する際に求められる資料

輸入通関時には「累積」を用いたからと言って、通常 EPA / FTA の特恵関税を適用する際に必要な資料以外に追加準備しなければならない資料は特段ない。

「国内トレーシング」が認められている協定

インドネシアが締結している EPA / FTA のうち、規定上「国内トレーシング」が認められている協定は以下の通りである。

- ASEAN・物品貿易協定
- 日本・インドネシア経済連携協定

ただし、ASEAN・物品貿易協定については、ASEAN 内で生産された非原産材料に含まれる原産材料についても国内付加価値として考慮することができるかについては、インドネシアにおいては不明である。

「国内トレーシング」を適用する際に求められる資料

インドネシアにおいて原産地証明書を発給するにあたり「国内トレーシング」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。

- 「国内トレーシング」を適用する部分品の生産工程。
- 「国内トレーシング」を適用する部分品の金額の内訳

---

[168] 附属書1第 30 条
[169] 財務省規則 81/2022 (https://fta.beacukai.go.id/download/peraturan-menteri-keuangan-81-2022-perubahan-tata-laksana-atiga/)
[170] 協定本文第 3 章第 6 条
[171] 財務省規則 168/PMK.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-aanzfta/)
[172] 附属書3第 7 条
[173] 財務省規則 169/PMK.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-akfta/)
[174] 附属書 2 規定 5
[175] 財務省規則 170/PMK.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-aifta/)
[176] 附属書 1 第 6 条
[177] 財務省規則 171K.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-acfta/)
[178] 附属書 6 規則 5
[179] 財務省規則 70/PMK.04/2021 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-ippta/
[180] 協定本文第 29 条
[181] 財務省規則 71/PMK.04/2021 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-ajcep/
[182] 協定本文第 30 条
[183] 財務省規則 PMK.47/2023 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-47-2023-tentang-perubahan-pmk-73-2021-tentang-tata-cara-pengenaan-tarif-bm-ijepa/)
[184] 協定本文第 4.8 条
[185] 財務省規則 80/PMK.04/2021 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara/)
[186] 協定本文第 2 章第 7 条
[187] 財務省規則 80/PMK.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-ahkfta/)

[188] 協定本文第 4.7 条
[189] 財務省規則 82/PMK.04/2020 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-iacepa/)
[190] 附属書 1 第 6 条
[191] 財務省規則 122/PMK.04/2021 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-tata-cara-pengenaan-tarif-bea-masuk-ie-cepa/)
[192] 附属書 3 第 5 条（https://fta.beacukai.go.id/download/roo-text-impta-eng/）
[193] 財務省規則 89/PMK.04/2022
[194] 協定本文第 3.4 条
[195] 財務省規則 PMK 209/2022 (https://fta.beacukai.go.id/download/pmk-209-2022-tata-cara-pengenaan-tarif-rcep/)
[196] 協定本文第 3.7 条 (https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2022/03/Chapter-3.pdf)
[197] 財務省規則 88/2023

4.3 韓国

「累積」が認められている協定
韓国が締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。 • 韓国・チリ自由貿易協定 [198] • 韓国・シンガポール自由貿易協定 [199] • 韓国・EFTA 自由貿易協定 [200] • ASEAN・韓国自由貿易協定 [201] • 韓国・アメリカ自由貿易協定 [202] • 韓国・インド自由貿易協定 [203] • 韓国・EU 自由貿易協定 [204] • 韓国・ペルー自由貿易協定 [205] • 韓国・トルコ自由貿易協定 [206] • 韓国・オーストラリア自由貿易協定 [207] • 韓国・カナダ自由貿易協定 [208] • 韓国・ニュージーランド自由貿易協定 [209] • 韓国・ベトナム自由貿易協定 [210] • 韓国・中国自由貿易協定 [211] • 韓国・コロンビア自由貿易協定 [212] • 韓国・中央アメリカ自由貿易協定 [213] • 韓国・英国自由貿易協定 [214] • 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [215] • 韓国カンボジア自由貿易協定 [216] • 韓国イスラエル自由貿易協定 [217] • 韓国・インドネシア包括的経済連携協定 [218]
原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料
韓国において原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下のとおり。なお、場合によっては、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。 • 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面、PDF、EDI 形式のコピー等）、サプライヤー証明書、又はサプライヤー宣誓文を含む購入時のインボイス

「累積」を適用して輸入する際に求められる資料
輸入通関時には「累積」を用いたからと言って、通常 EPA / FTA の特恵関税を適用する際に必要な資料以外に追加準備しなければならない資料は特段ない。
「国内トレーシング」が認められている協定
「国内トレーシング」については、韓国が締結している EPA / FTA の中で、明確に許容している協定はない。他方で、輸出国内で生産された非原産材料に含まれる原産材料を最終製品においても国内付加価値として考慮する行為については、協定上否定もされていないことから、認められる可能性はある。ただし、実際に国内トレーシングを用いている事例は見当たらなかった。

198 協定本文第 4.5 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/cl/1/eng/Chapter4.pdf)
199 協定本文第 4.9 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/sg/1/eng/CHAPTER4.pdf)
200 附属書 1 第 3 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/efta/1/eng/ANNEX_I.pdf)
201 附属書 3 第 7 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/asean/1/eng/16.pdf)
202 協定本文第 6 条 (https://www.customs.go.kr/download/engportal/korea-us-chapter6.pdf)
203 協定本文第 3.7 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/in/1/eng/CEPA_CHAP3_E.pdf)
204 Protocol Concerning the Definition of 'Originating Products' and Methods of Administrative Co-operation 第 3 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/eu/doc/Full_Text.pdf)
205 協定本文第 3.6 条 (https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/pe/1/eng/chapter3.pdf)
206 PROTOCOL ON RULES OF ORIGIN AND ORIGIN PROCEDURES 第 3 条 (https://www.customs.go.kr/download/engportal/han_turkey_02_02.pdf)
207 協定本文第 3.5 条 (https://fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/au/1/2_ko_au_eng_140915.pdf)
208 協定本文第 3.7 条 (https://fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/ca/2/1_ko_ca_eng.pdf)
209 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/han_nz_11_eng.pdf)
210 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/han_vn_11_eng.pdf)
211 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/china/CH_3_Rules_of_Origin_Implementation_Procedure_rev_20150305.pdf)
212 協定本文 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/03%20Rules%20of%20Origin_PSR%20and%20Gaesong_Final_Kor.pdf)
213 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/han_ma_10_eng.pdf)
214 プロトコル第 3 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/KOR_U_08.pdf)
215 協定本文第 3.4 条
216 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/kor_cam_06.pdf)
217 協定本文第 3.2 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/kor_is_06.pdf)
218 協定本文第 3.6 条 (https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/kor_ind_05.pdf)

4.4 シンガポール

「累積」が認められている協定

シンガポールが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。

- ASEAN・中国自由貿易協定 [219]
- シンガポール・中国自由貿易協定 [220]
- ASEAN・物品貿易協定 [221]
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [222]
- スリランカ・シンガポール自由貿易協定 [223]
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）[224]
- ASEAN・インド自由貿易協定 [225]
- ASEAN・香港・中国自由貿易協定 [226]
- ASEAN・韓国自由貿易協定 [227]
- インド・シンガポール自由貿易協定 [228]
- GCC・シンガポール自由貿易協定 [229]
- 日本・シンガポール経済連携協定 [230]
- 韓国・シンガポール自由貿易協定 [231]
- ペルー・シンガポール自由貿易協定 [232]
- ヨルダン・シンガポール自由貿易協定 [233]
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）[234]
- 米国・シンガポール自由貿易協定 [235]
- パナマ・シンガポール自由貿易協定 [236]
- シンガポール・コスタリカ自由貿易協定 [237]
- トルコ・シンガポール自由貿易協定 [238]
- シンガポール・オーストラリア自由貿易協定 [239]
- EU・シンガポール自由貿易協定 [240]
- ニュージーランド・シンガポール経済連携協定 [241]
- 英国・シンガポール自由貿易協定 [242]

原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料

シンガポールにおいて原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。

- 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面、PDF、EDI 形式のコピー等）、又はサプライヤー証明書
- 「累積」を適用する部分品について、購入時のインボイス

「累積」を適用して輸入する際に求められる資料

シンガポールが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「国内トレーシング」が認められている協定は以下の通りである。

- ASEAN・物品貿易協定
- シンガポール・オーストラリア自由貿易協定 [243]
- ニュージーランド・シンガポール経済連携協定 [244]
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

「国内トレーシング」が認められている協定

シンガポールにおいて原産地証明書を発給するにあたり「国内トレーシング」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。

- 「国内トレーシング」を適用する部分品について、算入できる付加価値の金額に関するサプライヤー証明書。
- 「国内トレーシング」を適用する部分品の購入時のインボイス。

---

[219] 附属書 1 第 6 条
[220] 附属書 1 第 5 条 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/ESG/Files/Non-Financial-Assistance/For-Companies/Free-Trade-Agreements/CSFTA/Legal-Text/Appendix1_ROO_Chapter.pdf)
[221] 附属書1第 30 条
[222] 協定本文第 3.4 条
[223] プロトコル 1 第 3 条 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Sri_Lanka_Singapore_FTA/Chapter-02-NT-and-Market-Access-for-Goods-Protocol-1-Rules-of-Origin)
[224] 協定本文第 3 章第 6 条
[225] 附属書 2 規定 5
[226] 協定本文第 2 章第 7 条
[227] 附属書 3 第 7 条
[228] 協定本文第 3.9 条 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/CECA_India/Legal_Text/Chapter_3_Rules_of_Origin)
[229] 協定本文第 3.7 条 (https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/GSFTA/Legal_text/Chapter_3_Rules_of_Origin)

[230] 協定本文第 24 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Japan-Singapore-EPA/Legal-text/Chapter-3/Chapter-3-Rules-of-Origin）
[231] 協定本文第 4.9 条
[232] 協定本文第 4.8 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Peru_Singapore_FTA/Legal_text/Chapter_4_Rules_Of_Origin）
[233] 協定本文第 3.6 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Hashemite_Kingdom_of_Jordan/Legal_text/Chapter_3_Rules_of_Origin）
[234] 協定本文第 3.6 条、第 3.10 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/ESG/Files/Non-Financial-Assistance/For-Companies/Free-Trade-Agreements/CPTPP/Chapters/3RulesofOriginandOriginProcedures.pdf）
[235] 協定本文第 3.4 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/US-Singapore-FTA/Legal-text/Chapter-3/Chapter-3-Rules-of-Origin-which-determines-whether-a-good-will-be-regarded-as-originating-good-from-Singapore）
[236] 協定本文第 3.6 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/PSFTA/Legal_text/Chapter_3_Rules_of_Origin）
[237] 協定本文第 3.9 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Singapore_Costa_Rica_FTA/Legal_text/Chapter_3_Rules_of_Origin）
[238] プロトコル 1 第 3 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/TRSFTA/Legal-text/Protocol-1-Including-Annnexes）
[239] 協定本文第 3 章第 9 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/Singapore-Australia-FTA/Legal-text/Chapter-3/Chapter-3-Rules-of-Origin）
[240] プロトコル 1 第 3 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/eusfta/EUSFTA_Protocol_1.pdf）
[241] 協定本文第 3.9 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/ANZSCEP/ANZSCEP_Chap_3.pdf）
[242] プロトコル第 3 条（https://www.enterprisesg.gov.sg/-/media/esg/files/non-financial-assistance/for-companies/free-trade-agreements/uksfta/uksfta_text_9dec2020.pdf?la=en&hash=6AE336920662AC6A10E10B808DB588A2）
[243] 協定本文第 3 章第 6 条
[244] 協定本文第 3.6 条

4.5 タイ

「累積」が認められている協定
タイが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。 • ASEAN・物品貿易協定 [245] • ASEAN・香港自由貿易協定 [246] • 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [247] • 日 ASEAN 包括的経済連携協定 [248] • ASEAN・中国自由貿易協定 [249] • ASEAN・韓国自由貿易協定 [250] • ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 [251] • ASEAN・インド自由貿易協定 [252] • 日本・タイ経済連携協定 [253] • タイ・オーストラリア自由貿易協定 [254] • タイ・ペルー自由貿易協定 [255] • タイ・インド自由貿易協定 [256] • タイ・チリ自由貿易協定 [257] • タイ・ニュージーランド自由貿易協定 [258]
原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料
タイにおいて原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下の根拠資料が追加で求められる可能性がある。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。 • 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面、PDF、EDI 形式のコピー等）。 • 「累積」を適用する部分品について、購入時のインボイス • 「累積」を適用する部分品について、輸入許可書類
「国内トレーシング」が認められている協定
タイが締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「国内トレーシング」が認められている協定は以下の通りである。 • ASEAN・物品貿易協定

「国内トレーシング」を適用する際に求められる資料
タイにおいて「国内トレーシング」に関するガイドラインや実際に適用している事例について発見することはできなかったが、一般的に以下の根拠資料が追加で求められることが想定される。ただし、以下の根拠資料のリストは網羅的ではなく、全てのリストが求められない場合もあれば、これ以外の根拠資料が求められる可能性がある。 • 「国内トレーシング」を適用する部分品について、算入できる付加価値の材料に関する原産地証明書。 • 「国内トレーシング」を適用する部分品の購入時のインボイス • 「国内トレーシング」を適用する部分品の価格の内訳

[245] 附属書1第 30 条
[246] 協定本文第 2 章第 7 条
[247] 協定本文第 3.4 条
[248] 協定本文第 29 条
[249] 附属書 1 第 6 条
[250] 附属書 3 第 7 条
[251] 協定本文第 3 章第 6 条
[252] 協定本文第 3 章第 6 条
[253] 協定本文第 29 条
[254] 協定本文第 402 条第 2 項 (https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/aus-thai_FTA_text.pdf)
[255] 附属書 2 第 4 条 (http://www.sice.oas.org/Trade/PER_THA_FTA/Reglas_de_Origen.pdf)
[256] プロトコル 1 第 7 条 (https://commerce.gov.in/international-trade/trade-agreements/framework-agreement-with-thailand/text-of-protocol/)
[257] 協定本文第 4.7 条 (http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_THA_Final/Ch_04_e.pdf)
[258] 協定本文第 4.2 条第 2 項 (https://www.mfat.govt.nz/assets/Trade-agreements/Thailand-NZ-CEP/thainzcep-agreement.pdf)

4.6 中国

「累積」が認められている協定

中国が締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。

- アジア太平洋貿易協定 [259]
- 中国・マカオ経済貿易緊密化協定 [260]
- 中国・香港経済貿易緊密化協定 [261]
- 中国・ASEAN 自由貿易協定 [262]
- 中国・チリ自由貿易協定 [263]
- 中国・パキスタン自由貿易協定 [264]
- 中国・ニュージーランド自由貿易協定 [265]
- 中国・シンガポール自由貿易協定 [266]
- 中国・ペルー自由貿易協定 [267]
- 中国・台湾海峡両岸経済協力枠組み協定 [268]
- 中国・コスタリカ自由貿易協定 [269]
- 中国・アイスランド自由貿易協定 [270]
- 中国・スイス自由貿易協定 [271]
- 中国・オーストラリア自由貿易協定 [272]
- 中国・韓国自由貿易協定 [273]
- 中国・ジョージア自由貿易協定 [274]
- 中国・モーリシャス自由貿易協定 [275]
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 [276]
- 中国・カンボジア自由貿易協定 [277]
- 中国・ニカラグア自由貿易協定 [278]

原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料

中国において原産地証明書を発給するにあたり「累積」を適用する際、通常の原産判定で求められる疎明資料に加えて、一般的に以下が求められる。ただし、状況に応じてこれ以外の根拠資料が求められる可能性がある。

- 「累積」を適用する部分品について、締約国において発給された原産地証明書（紙面、PDF、EDI 形式のコピー等）、サプライヤー証明書、又はサプライヤー宣誓文を含む購入時のインボイス

「国内トレーシング」が認められている協定

中国においては、国内トレーシングが認められている主要な EPA / FTA はなく、認められた事例も確認できなかった。

[259] 別添 2 第 4 条（https://www.unescap.org/sites/default/files/3-2-Revised-RoO-for-the-Second-Amendment-to-the-APTA.pdf）
[260] 補足 8 第 1 条第 3 項（http://tga.mofcom.gov.cn/article/zt_cepanew/abcxye/201112/20111207879015.shtml）
[261] 補足 8 第 1 条第 3 項（http://tga.mofcom.gov.cn/article/zt_cepanew/gbcxye/201112/20111207876938.shtml）
[262] 附属書 1 第 6 条
[263] 協定本文第 20 条（http://fta.mofcom.gov.cn/chile/xieyi/myxd_en.pdf）
[264] 協定本文第 16 条（http://fta.mofcom.gov.cn/pakistan/xieyi/xieyizw_en.pdf）
[265] 協定本文第 23 条（http://fta.mofcom.gov.cn/newzealand/doc/wenben/wenben_en.pdf）
[266] 附属書 1 第 5 条
[267] 協定本文第 28 条（http://fta.mofcom.gov.cn/bilu/annex/bilu_xdwb_en.pdf）
[268] 原産地管理に関する措置第 8 条（http://tga.mofcom.gov.cn/article/zt_ecfa/subjectii/201104/20110407501960.shtml）
[269] 協定本文第 27 条（http://fta.mofcom.gov.cn/gesidalijia/xieyi/xieyiwb_en.pdf）
[270] 協定本文第 26 条（http://fta.mofcom.gov.cn/iceland/xieyi/xieyizw_en.pdf）
[271] 協定本文第 3.7 条（http://fta.mofcom.gov.cn/ruishi/xieyi/xieyizw_en.pdf）
[272] 協定本文第 3.6 条（http://fta.mofcom.gov.cn/Australia/annex/xdwb_03_en.pdf）
[273] 協定本文第 3.6 条
[274] 協定本文第 3.5 条（http://fta.mofcom.gov.cn/georgia/annex/gljy_03_en.pdf）
[275] 協定本文第 3.6 条（http://fta.mofcom.gov.cn/mauritius/annex/mlqs_03_en.pdf）
[276] 協定本文第 3.4 条
[277] 協定本文第 3.6 条（http://fta.mofcom.gov.cn/cambodia/xieyi/xieyizw_en.pdf）
[278] 附属書 2 第 6 条（http://fta.mofcom.gov.cn/nicaragua/xieyi/xieyifj02_en.pdf）

4.7 米国

「累積」が認められている協定

米国が締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。

- 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）[279]
- 米国・オーストラリア自由貿易協定 [280]
- ドミニカ共和国・中央アメリカ自由貿易協定 [281]
- 米国・バーレーン自由貿易協定 [282]
- 米国・チリ自由貿易協定 [283]
- 米国・コロンビア自由貿易協定 [284]
- 米国・イスラエル自由貿易協定 [285]
- 米国・ヨルダン自由貿易協定 [286]
- 米国・韓国自由貿易協定 [287]
- 米国・モロッコ自由貿易協定 [288]
- 米国・オマーン自由貿易協定 [289]
- 米国・パナマ自由貿易協定 [290]
- 米国・ペルー自由貿易協定 [291]
- 米国・シンガポール自由貿易協定 [292]
- 米国・日本貿易協定 [293]

原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料

米国においては、第三者証明制度を採用していないため、「累積」を適用する際に当局に提出しなければならない資料等はない。

「累積」を適用して輸入する際に求められる資料

輸入通関時には「累積」を用いたからと言って、通常 EPA / FTA の特恵関税を適用する際に必要な資料以外に追加準備しなければならない資料は特段ない。

ただし、仮に米国当局が検認を行う際には、「累積」を適用した輸出者・生産者は以下の根拠資料を整備しておくことが考えられる。

- 「累積」を適用する部分品についての、サプライヤー証明書
- 「累積」を適用する部分品の購入時のインボイス

「国内トレーシング」が認められている協定

米国が締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「国内トレーシング」が認められている協定は以下の通りである。

- 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）
- ドミニカ共和国・中央アメリカ自由貿易協定

- 米国・オマーン自由貿易協定

ただし、ドミニカ共和国・中央アメリカ自由貿易協定においては非原産材料に組み込まれる原産材料のみ、国内付加価値分として考慮することができることが明示されている。

また、米国・オマーン自由貿易協定においては、非原産材料を製造するために要したコストについてのみ、国内付加価値分として考慮することができることが明示されている。

「国内トレーシング」を適用する際に求められる資料

上述のとおり米国は第三者証明制度を採用していないため、国内トレーシングを適用する際に当局へ資料を提出する必要はないが、「国内トレーシング」を適用する際には以下の根拠資料の保持が考えられる。

- 「国内トレーシング」を適用する部分品について、算入できる付加価値の金額に関するサプライヤー証明書。
- 「国内トレーシング」を適用する部分品の購入時のインボイス
- 「国内トレーシング」を適用する部分品の価格の内訳。

なお、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）においては、価格の内訳の記載方法について要求事項は無いが、入手することができる価格の内訳方法や、適用する原産地基準によって、国内トレーシングの算入方法が具体的に明示されている[294]。

---

[279] 協定本文第 4.11 条(https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/04%20Rules%20of%20Origin.pdf)
[280] 協定前文第 5.3 条(https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/australia/asset_upload_file148_5168.pdf)
[281] 協定本文第 4.5 条(https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/cafta/asset_upload_file240_3921.pdf)
[282] 協定本文第 4.4 条 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/bahrain/asset_upload_file831_6273.pdf)
[283] 協定本文第 4.6 条(https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/chile/asset_upload_file502_3997.pdf)
[284] 協定本文第 4.5 条 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/chile/asset_upload_file502_3997.pdf)
[285] 附属書 3 (https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/israel/Israel%20FTA.pdf)
[286] 附属書 2.2 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/jordan/asset_upload_file366_8456.pdf)
[287] 協定本文第 6 条
[288] 協定本文第 5.4 条(https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/morocco/asset_upload_file959_3829.pdf)
[289] 協定本文第 4.4 条 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/oman/asset_upload_file871_8821.pdf)

[290] 協定本文第 4.5 条 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/panama/asset_upload_file565_10362.pdf)
[291] 協定本文第 4.5 条 (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/peru/asset_upload_file242_9508.pdf)
[292] 協定本文第 3.4 条
[293] 附属書 2.2 (https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/japan/Annex_II_Tariffs_and_Tariff-Related_Provisions_of_the_United_States.pdf)
[294] 統一規則 セクション 9 (https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/UniformRegulationsRulesofOrigin.pdf)

4.8 EU

「累積」が認められている協定

EU が締結している主要な EPA / FTA のうち、規定上「累積」が認められている協定は以下の通りである。

- EU 日本経済連携協定 [295]
- EU カナダ包括的経済連携協定 [296]
- 中米・EU 連合協定 [297]
- チリ・EU 連合協定 [298]
- コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定 [299]
- EU メキシコ連合協定 [300]
- EU シンガポール自由貿易協定 [301]
- EU 韓国自由貿易協定 [302]
- EU 英国貿易連携協定 [303]
- EU・ベトナム自由貿易協定 [304]
- EU・スイス協定 [305]
- 汎欧州・地中海条約 [306]

原産地証明書を発給する際に「累積」を適用する際に求められる資料

EU においては、第三者証明制度が主流ではないため、「累積」を適用する際に当局に提出しなければならない資料等はない。

ただし、中米・EU 連合協定においては、累積を適用する場合は、協定に基づいた原産地証明書や申告文が必要であることが明示されている。

「累積」を適用して輸入する際に求められる資料

輸入通関時には「累積」を用いたからと言って、通常 EPA / FTA の特恵関税を適用する際に必要な資料以外に追加準備しなければならない資料は特段ない。

ただし、仮に EU 当局が検認を行う際には、「累積」を適用した輸出者・生産者は以下の根拠資料を整備しておくことが考えられる。

- 「累積」を適用する部分品についての、サプライヤー証明書
- 「累積」を適用する部分品の購入時のインボイス

「国内トレーシング」が認められている協定

EU が締結している EPA / FTA のうち、規定上「国内トレーシング」が認められていることが規定されている協定は以下の通りである。

- EU 日本包括的経済連携協定 [307]
- EU カナダ包括的経済連携協定 [308]

• EU 英国貿易連携協定[309] 上記いずれの EPA / FTA においても、他の締約国の生産行為を累積が明示的に認められている。 なお、上記の EPA / FTA やそれ以外の EPA / FTA について、付加価値基準の計算において、ビルドダウン方式を適用する際、「非原産材料（VNM）」に調達した非原産材料を構成する原産材料に係る価格を算入しないことで「国内トレーシング」が認められる可能性があるが、明確には規定されていない。
「国内トレーシング」を適用する際に求められる資料
上記の生産行為の累積が明示的に認められている協定については、それぞれの協定に則ったサプライヤー宣誓書を取得する必要があることが規定されている。

295 協定本文 3.5 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018A1227(01)-20220201&from=EN#bm28level1）
296 Protocol on rules of origin and origin procedures 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22017A0114(01)&rid=5）
297 附属書 2 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1215(01)）
298 附属書 3 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A22002A1230%2801%29）
299 附属書 2 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1221(01)）
300 附属書 3 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:22000D0630(02)）
301 プロトコル 1 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22019A1114(01)&from=EN）
302 プロトコル 第 3 条（https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/assets/KR_Protocol-on-Rules-of-Origin.pdf ）
303 第 40 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2021.149.01.0010.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2021%3A149%3AFULL ）
304 プロトコル 第 3 条 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:186:FULL&from=EN#page=1321)
305 プロトコル 3 第 1 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1474544988881&uri=CELEX:01972A0722%2803%29-20160201）
306 附属書 2 第 3 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2013.054.01.0003.01.ENG&toc=OJ:L:2013:054:TOC#d1e32-30-1）
307 協定本文 3.5 条（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018A1227(01)-20220201&from=EN#bm28level1）
308 Protocol on rules of origin and origin procedures 第 3 条第 2 項
309 協定本文第 40 条 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2021.149.01.0010.01.ENG&amp%3Btoc=OJ%3AL%3A2021%3A149%3ATOC)

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性又は完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明又は保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

本書において、PwC とは、プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、又は、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。